平成２８年（フ）第２０８号
香川県高松市元山町509番地24
債務者　小椋由美子（旧姓安喜）
1　決定年月日時　平成28年９月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４６号
福岡県大牟田市白金町107番地
債務者　松藤　彰信
1　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第４７号
福岡県大牟田市笹原町３丁目98番地
債務者　諸藤　祐子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第４３２号
千葉県松戸市牧の原２番地の19　牧の原公団住宅１街区22棟601号
債務者　金杉　　勲
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４３３号
千葉県我孫子市中峠1780番地の３（Ｓ－Ｃ号）　湖北テラスＳ
債務者　日原　啓介
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４８７号
千葉県松戸市金ケ作408番地の77　沢田ビル303号　高田方
債務者　鎌田さをり（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４９４号
千葉県我孫子市中峠1536番地の３（102号）　サンモール菅井
債務者　斎藤　英長
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５１７号
千葉県松戸市五香南３丁目25番地の14　レオパレス武義205号
債務者　内山　智哉
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２０号
岩手県遠野市土淵町栃内７地割13番地
債務者　琴畑　聖子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第３７５号
仙台市太白区富沢２丁目18番22号
債務者　左村　明子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４４２号
仙台市青葉区国分町３丁目10番33―501号
債務者　土門ひと美
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４４４号
宮城県塩竈市野田12番４号
債務者　北村　紀幸
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４５０号
仙台市宮城野区東仙台１丁目６番38号、従前の住所仙台市宮城野区大梶12番45号
債務者　佐藤　功次
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４５１号
仙台市宮城野区東仙台１丁目６番38号、従前の住所仙台市宮城野区大梶12番45号
債務者　佐藤ヱツ子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４５６号
仙台市青葉区梅田町５番16―104号
債務者　佐野　範明（旧姓西谷・小野塚）
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５０７号
仙台市青葉区旭ケ丘３丁目24番15号
債務者　木村　亜成
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５１０号
仙台市泉区松森字剌松54番地の２　レオパレス安田１―104、従前の住所宮城県黒川郡大和町吉岡字館下93番地
債務者　鈴木　美恵（旧姓森）
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係